

## 日本経済再生本部の設置について

〔平成 24 年 12 月 26 日  
閣 議 決 定〕

1. 我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

本部長代理 副総理

副 本 部 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官

本 部 員 他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。